

# 多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業

## 入札説明書



平成 1 4 年 1 1 月 2 5 日

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

## 目 次

第 1	入札説明書の定義 .....	2
第 2	対象事業の概要 .....	2
第 3	事業者募集等のスケジュール .....	5
第 4	入札参加に関する条件 .....	5
第 5	入札書類の審査 .....	17
第 6	提案に関する条件 .....	18
第 7	事業実施に関する事項 .....	20
第 8	契約に関する事項 .....	22

## 第1 入札説明書の定義

この入札説明書は、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（以下「処分組合」という。）が本事業を実施する事業者からなる共同事業者（コンソーシアム）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者<sup>1</sup>」という。）に配布するものである。また、この「入札説明書」に添付する「多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業に関する基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）、「多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業に関する建設工事請負契約書（案）」（以下「建設工事請負契約書（案）」という。）、「多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業に関する運営業務委託契約書（案）」（以下「運営業務委託契約書（案）」という。）、「多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）及び「多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業 様式集」（以下「様式集」という。）は、この「入札説明書」と一体のものとする。（以下これらの全書を含めて「入札説明書等」という。）入札参加者は、この入札説明書等の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出するものとする。

## 第2 対象事業の概要

### 1 事業名称

多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業

### 2 事業実施場所

東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地

日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場（以下「二ツ塚処分場」という。）内

### 3 事業内容

#### （1）事業目的

エコセメント化施設を二ツ塚処分場内に整備し、焼却残さ等をエコセメントの原料として活用することにより、埋め立てられる廃棄物の量を大幅に減少させ、『多摩地域のリサイクルの推進』、『二ツ塚処分場の有効活用』、及び『安全な埋立対策の一層の推進』を図ることを本事業の目的とする。

#### （2）対象施設の概要

対象施設の概要は、表1に示すとおりである。

---

<sup>1</sup> 入札参加者とは、複数の企業からなるコンソーシアムであり、協力企業は含まないものとする。

表1 対象事業の概要

施設規模	焼却残さ等の処理能力 約330t/日(平均処理量約300t/日) 普通エコセメント生産能力 約520t/日(平均処理量約430t/日)
主な建築物等	管理棟：鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 諸設備棟：鉄筋コンクリート造、鉄骨造 煙突：外筒鉄筋コンクリート造、高さ59.5m、T.P. <sup>2</sup> +359.5m 諸設備：屋外設置の焼成炉等
処理対象物	多摩地域各市町村のごみ焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰 <sup>3</sup> 、他(不燃物中の石・陶器類、し尿汚泥焼却灰)及び二ツ塚処分場に分割埋立 <sup>4</sup> された焼却残さ

### (3) 事業方式及び事業期間

事業方式は、処分組合が施設を所有し、その施設の設計・建設と維持管理・運営・販売を一体的に民間事業者が行う公設・民営(DBO:一括受託型契約)方式とする。

事業期間は、契約締結日から平成38年3月までの約23年間(設計・建設約3年間、維持管理・運営20年間)とする。なお、事業終了時には施設を当分の間合理的な運転が可能な状態で引き渡すものとする。

### (4) 事業の範囲

事業者が実施する事業の範囲は、表2に示すとおりとする。なお、具体的な業務内容については、「要求水準書」に示すものとする。

### (5) 事業者の収入

処分組合は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の建設に係る費用については、締結する「多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業に関する建設工事請負契約」(以下「建設JV」という。)に基づき定める額を設計及び建設を実施する共同企業体(以下「建設JV」という。)に支払う。

施設の運営に係る費用については、締結する「多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業に関する運營業務委託契約」(以下「運營業務委託契約」という。)に基づき物価変動等を勘案して定める額を、事業期間にわたり当該業務を実施する特別目的会社(以下「SPC」という。)に支払う。

DBO: (Design Build Operate) 公共が施設を所有し、その施設の設計・建設と維持管理・運営・販売を一体的に民間事業者が行う公設・民営(DBO:一括受託型契約)方式をいう。

JV: (Joint Venture) 共同で事業を行う複数の企業の総称

SPC: (Special Purpose Company) 民間事業者の出資によって設立される事業目的を特定した特別目的会社をいう。

<sup>2</sup> T.P.: 東京湾平均潮位

<sup>3</sup> 溶融飛灰: 灰溶融炉の排ガス中から、ろ過式集じん機で捕集されたばいじん

<sup>4</sup> 分割埋立: 平成12年9月より、埋立てられた焼却残さをエコセメント化施設稼働後に再処理(エコセメント化)を行うため、焼却残さと不燃物をそれぞれエリア分けした埋立てを開始した。なお、再処理の開始時期は

表2 事業の範囲と業務内容

事業範囲		業務内容
資金調達		含まない。
用地取得業務		含まない。
施設 建設 業務	調査・設計 業務	測量調査：用地測量業務は含まない。（ただし、施設建設に必要となる測量業務は含む。）
		地質調査：含まない（ただし、民間事業者が必要と判断した場合は独自に実施する。）
		実施設計
	建設業務	施設建設（土木・建築・機械・電気施設）およびその関連業務（外構工事等を含む。）
建設に伴う各種申請及び登記（建築確認申請、工事完了届け及び検査済証取得など）に必要な図書作成業務		
工事に伴う近隣対策業務。ただし、地元対策に関して処分組合がリスク負担すべき事項についてはこの限りではないものとする。		
施設 運営 業務	施設運転管理業務	
	労働安全・衛生等業務	
	保安全管理業務	
	運営管理業 務	生成品の買取
		買取った生成品の有効活用（販売）に関する営業・広告・市場開拓、販売代金徴収などの一切の業務（自らの責任において行うものとする。）
生成工程から発生する金属産物及び鉄・アルミニウム類の有効活用業務（自らの責任において行うものとする。）		
有効活用（販売）量や販売収益などの情報管理及び報告業務		
修繕及び大規模修繕業務 <sup>5</sup>		含まない（ただし、要求水準書に示す内容に従い修繕計画を立案し、処分組合の承諾を得ること。）

未定であり、今回の入札には含まれないものとする。

<sup>5</sup> ここでいう修繕及び大規模修繕業務とは、要求水準書「第2編 施設運営業務 第4章 保安全管理の5.1.2 点検・修繕」に規定する修繕業務をいう。

### 第3 事業者募集等のスケジュール

事業者の選定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。事業者募集等のスケジュールは、次を予定している。

	事 項	年 月 日
1	事業実施計画の公表	平成14年 7月(公表済)
2	入札公告	平成14年11月25日(月)
3	入札説明書等の配布	平成14年11月25日(月)～29日(金)
4	入札説明会開催	平成14年11月27日(水)
5	入札説明書等に関する第1回質問の受付	平成14年11月29日(金)～12月6日(金)
6	入札説明書等に関する第1回質問への回答	平成14年12月26日(木)
7	参加表明書及び資格確認申請書の提出	平成15年 1月10日(金)
8	資格確認結果通知の発送	平成15年 1月24日(金)
9	参加資格がないと認めた理由の説明要求	平成15年 1月24日(金)～31日(金)
10	入札説明書等に関する第2回質問の受付	平成15年 1月24日(金)～31日(金)
11	入札説明書等に関する第2回質問への回答	平成15年 2月14日(金)
12	入札（提案書提出）	平成15年 3月17日(月)
13	提案書説明会	平成15年 3月下旬（予定）
14	落札者決定・通知	平成15年 5月上旬（予定）
15	仮基本協定等締結と入札結果公表	平成15年 6月下旬（予定）
16	基本協定等締結	平成15年 7月下旬（予定）

### 第4 入札参加に関する条件

#### 1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

##### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

入札参加者は、建設JVを構成する企業グループとSPCを構成する企業グループからなるコンソーシアムとする。なお、SPCの設立場所は、東京都西多摩郡日の出町内とする。

入札参加者は、施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）及び施設の運営を行う企業（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されることを原則とする。

参加表明書及び資格確認申請書の提出時には、入札参加者の構成員（設計企業、建設企業、運営企業）及び協力企業について明らかにすること。

入札参加者は、建設JVを構成する企業グループの代表企業及びSPCを構成する企業グループの代表企業をそれぞれ定め、かつ、入札参加者としての代表企業を定めること。

入札参加者の構成員及び協力企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、入札参加者は処分組合と協議を行う。

一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、処分組合が事業予定者との基本協定等を締結後、選定されなかった入札参加者グループの構成員が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

S P Cを構成する企業グループの構成員は、基本協定契約締結までにS P Cを設立するものとする。なお、S P Cを構成する企業グループの代表企業はS P Cへ出資することとし、その出資比率は出資者中最大となること。

## (2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、次の参加資格要件を満たさなければならない。

### ア 基本的参加資格要件

(ア) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(イ) 本事業に類似した事業（セメント製造事業若しくは、官公庁発注の一般廃棄物処理事業に係る施工または維持管理）の経験を少なくとも一企業は有していること。

(ウ) 設計企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(エ) 建設企業は、次の要件を満たしていること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

### イ 経営状況

(ア) 本事業の実施にあたり、建設企業のうち少なくとも一企業は建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築工事業にかかる建設業の許可を受けたもののうち平成14年9月30日時点における経営事項審査点数（建築一式）が700点以上のものであること。

(イ) 入札参加者の代表企業は、企業内容等の開示に関する総理府令（昭和48年1月30日大蔵省令第5号）第1条第13号の2に規定する指定格付機関における発行体に関する格付（長期、短期の区分がある格付けについては長期格付とする。）、または長期債に関する格付を取得しており、その取得している格付（複数の指定格付機関から格付を取得している場合にはそのいずれかの格付）が、最上位から15番目以内（「B」もしくは「Ba」以上）に位置すること。

## (3) 入札参加者等の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

最近1年間の法人税、消費税または法人事業税を滞納している者

本事業に係る処分組合のアドバイザー業務に関与した者

- ・ パシフィックコンサルタンツ株式会社

## 2 入札に関する留意事項

### (1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) 費用負担

応募に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### (3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

### (4) 契約保証金

契約保証金は、施設建設業務と施設運営業務に分けて設定する。

#### ア 建設業務

施設建設業務に関する保証金について、落札者は以下のいずれかの方法をとることができる。

##### (ア) 契約保証金を納付する場合

契約保証金として施設建設業務に係る入札価格に、その価格の100分の5に相当する額を加算した金額の10分の1を納付する。

##### (イ) 契約保証金を免除する場合

落札者が、保険会社との間に処分組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

#### イ 施設運営業務

施設運営業務に関する保証金について落札者は以下のいずれかの方法をとることができる。

##### (ア) 契約保証金を納付する場合

・契約保証金として施設運営業務に係る入札価格に、その価格の100分の5に相当する額を加算した金額の10分の1を納付する。

##### (イ) 契約保証金を免除する場合

・落札者が、保険会社との間に処分組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

・落札者と処分組合で交わす基本協定書において、下記の要件のいずれかひとつを付記したとき。

S P Cの経営が困難な状態に陥った場合は、株主による運営代行を行う。

S P Cの資本金額及びS P Cの株主による資金援助義務

・S P Cの資本金額は3億5千万円以上とする。

・S P Cの株主の資金援助義務は、運営会社に当組合が支払う委託費の3ヶ月分とする。

(5) 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(6) 著作権

入札参加者からこの入札説明書に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、処分組合は、本事業の範囲において公表する場合、その他処分組合が必要と認める場合には、この入札説明書に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(7) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として事業者が負う。

(8) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんを問わず返却しない。

(9) 処分組合からの提示資料の取扱い

処分組合が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(10) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

参加表明書提出時から入札日までに、不渡手形または不渡小切手を出した構成員を含む入札参加者が行った入札

参加表明書に記載された入札参加者の代表企業以外の者が行った入札

記名押印のない入札書による入札または入札事項を明示しない入札

一入札参加者が複数の提案を行った入札

同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された入札

審査の公平性に影響を与える行為があった場合の入札

著しく信義に反する行為があった入札参加者が行った入札

その他入札に関する条件に違反した入札

(11) この入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

### 3 入札に関する手続

#### (1) 入札説明書等の配布

入札説明書等の配布を次のとおり行う。

##### ア 配布日時

平成14年11月25日(月)から29日(金)まで

休日を除き午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで

##### イ 配布場所

東京都府中市新町2丁目77番地の1(東京自治会館内)

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 事務室

#### (2) 既存資料の閲覧

参考図書として既存資料の閲覧を次のとおり行う。

##### ア 閲覧日時

平成14年11月25日(月)から12月6日(金)まで

休日を除き午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで

##### イ 閲覧場所

東京都府中市新町2丁目77番地の1(東京自治会館内)

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 事務室

##### ウ 閲覧図書

閲覧に供する図書は、次に挙げるものとする。

エコセメント事業実施計画

多摩地域廃棄物エコセメント化施設建設事業環境影響評価書案(本編)

多摩地域廃棄物エコセメント化施設建設事業環境影響評価書案(資料編)

多摩地域廃棄物エコセメント化施設建設事業環境影響評価書案(概要)

多摩地域廃棄物エコセメント化施設建設事業環境影響評価書案に係る見解書

エコセメント施設用地造成工事特記仕様書

エコセメント施設用地造成工事実施設計図書

エコセメント用地造成工事実施設計報告書(第1編ボーリング調査及び地質解析)

#### (3) 入札説明会の開催

入札説明会を次のとおり開催する。

なお、説明会では、入札説明書等の配布は行わない。

##### ア 開催日時

平成14年11月27日(水)

午後2時から午後4時まで

##### イ 開催場所

東京都府中市新町2丁目77番地の1

東京自治会館 四階 講堂

(4) 入札説明書等に関する第1回質問の受付

この入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 質問の方法

この入札説明書別添様式集の質問書(第1号様式)に内容を簡潔にまとめて記載し提出すること。これ以外の方法(電話、口頭等)による質問は受け付けない。

イ 受付日時

平成14年11月29日(金)から12月6日(金)まで

E-mailの受付は、6日午後4時までとする。

郵送の場合は、6日必着とする。

持参する場合の受付は、休日を除き午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

ウ 提出方法

E-mail、郵送又は持参

(郵送又は持参の場合、印刷物を添付してフロッピーにて提出のこと。)

エ 提出先

〒183-0052

東京都府中市新町2丁目77番地の1(東京自治会館内)

「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 管理課」宛て

E-mail : ecoinfo@tokyo-shobunkumiai.com

文書形式は、Excelとする。(Windows版で処理可能なものとする。)

(5) 入札説明書等に関する第1回質問への回答

入札説明書等に関する質問への回答書を作成し、平成14年12月26日(木)から閲覧に供する。なお、電話及び口頭等での回答など個別対応には応じない。

ア 閲覧日時

平成14年12月26日(木)から平成15年1月9日(木)まで

(平成14年12月28日(土)から平成15年1月5日(日)を除く。)

午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで

イ 閲覧場所

東京都府中市新町2丁目77番地の1(東京自治会館内)

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 事務室

(6) 参加表明書及び資格確認申請書の提出

入札参加者は、次により参加表明書及び資格審査に必要な書類を提出すること。

ア 提出日時

平成15年1月10日(金)

午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

イ 提出方法

持参により提出する。

ウ 提出先

東京都府中市新町2丁目77番地の1（東京自治会館内）

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 役員室

## エ 提出書類

以下に示す提出書類を正1部、副3部提出する。

- ・参加表明書（第2号様式）
- ・構成員表（第3号様式）
- ・委任状（第4号様式）
- ・資格確認申請書（第5号様式）及び添付書類

会社概要

営業経歴書

企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）

企業単体の減価償却明細表（直近3期分）

連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）

納税通知書（国税、地方税）の写し

設計企業については、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていることを証する書類

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることを証する書類

建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の審査結果通知の写し  
企業の指定格付機関において取得している発行体格付又は長期債に関する格付が確認できる当該指定格付機関の発行する書類（取得する日付は原則として提出日の前々週の日付とする。）

平成9年4月1日から平成14年3月31日までの期間に完工した官公庁発注の一般廃棄物処理施設工事で契約金額（1件契約額）が20億円以上の実績のあることが複数件以上確認できる書類の写し

## （7）資格確認結果の通知

資格審査の結果については、平成15年1月24日（金）に入札参加者の代表企業に書面により通知する。なお、入札参加資格がないと判断された場合、その理由の説明要求が1月31日（火）までであった入札参加者に対し、2月7日（金）までに回答書を送付する。

## （8）入札説明書等に関する第2回質問の受付

入札参加資格が認められた入札参加者に限り、この入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

### ア 質問の方法

この入札説明書別添様式集の質問書（第1号様式）に内容を簡潔にまとめて記載し提出すること。これ以外の方法（電話、口頭等）による質問は受け付けない。

### イ 受付日時

平成15年1月24日（金）から1月31日（金）まで

E-mailの受付は、31日午後4時までとする。

郵送の場合は、31日必着とする。

持参する場合の受付は、休日を除き午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

ウ 提出方法

E-mail、郵送又は持参

(郵送又は持参の場合、印刷物を添付してフロッピーにて提出のこと。)

エ 提出先

〒183-0052

東京都府中市新町2丁目77番地の1(東京自治会館内)

「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 管理課」宛て

E-mail : ecoinfo@tokyo-shobunkumiai.com

文書形式は、Excelとする。(Windows版で処理可能なものとする。)

(9) 入札説明書等に関する第2回質問への回答

入札説明書等に関する質問への回答書を作成し、平成15年2月14日(金)から閲覧に供する。なお、電話及び口頭での回答など個別対応には応じない。

ア 閲覧日時

平成15年2月14日(金)から2月21日(金)まで

休日を除き午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで

イ 閲覧場所

東京都府中市新町2丁目77番地の1(東京自治会館内)

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 事務室

(10) 提案書の提出

入札参加者は、次により提案書及び必要書類を提出すること。

ア 提出日時

平成15年3月17日(月)午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

イ 提出方法

持参により提出する。

ウ 提出先

東京都府中市新町2丁目77番地の1(東京自治会館内)

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合 役員室

エ 提出書類

(ア) 提案書

提案書として以下に示す図書を各正1部、副29部提出する。

入札書類提出書(第7号様式)

事業実施体制図(第9号様式)

建設業務提案書(第10号様式から第16号様式)

運營業務提案書（第17号様式から第22号様式）

事業計画提案書（第23号様式から第26号様式）

(イ) その他の図書

上記(ア)提案書を補足するための参考資料として以下の図書を提出する。

1  
技術提案  
図書の提出

事業者は、本仕様条件に基づき次の図書を提出するものとする。

- 1) 建設業務提案書参考図書 1式
- 2) 運營業務提案書参考図書 1式
- 3) 事業計画提案書参考図書 1式

なお、各参考図書の表紙は、第27号から第29号様式とする。

1.1  
建設業務  
提案書参  
考図書

本提案書は、以下の項目に従って作成する。

- 1) 計画概要（要求水準書第1章、第2章をもとに本建設業務にかかる基本条件を整理する。）

施設計画

目的、事業件名、事業内容、事業場所、契約内容、工期等の基本事項を記載

計画条件

敷地条件、法規制、その他建設業務に係る条件

計画要目

施設規模、年間運転日数等の本施設に係る重要項目

- 2) 施設概要

施設全体配置計画

施設の全体配置計画の考え方を説明する。

全体動線計画

施設の全体動線計画の考え方を説明する。なお、全体動線計画は、焼却残さ搬入車両、副資材搬入車両、職員用車両、見学者用車両、エコセメント、副産物、鉄、アルミ搬出車両、人、その他必要な動線の別に説明する。

主要設備概要

施設を構成する主要設備等について、処理のプロセスに沿ってその性能、機能、容量、役割、特徴、制御方法等について説明する。

システムフロー図

ブロックチャート等により処理システムフロー図を提示する。フローは、

- ・物質収支フロー（焼却残さ、副資材、排ガス、薬品、製品等）
- ・熱収支フロー
- ・用役収支（電力、水、燃料、薬品、その他の副資材）
- ・重金属回収収支フロー

とする。

なお、フローには、各々設計基本数値計算書の数値を記入するとともにその他必要な説明を付記すること。

設計基本数値計算書

設計基本数値は焼却残さの性状に応じて、それぞれ明らかにする。（焼却残さの性状は、CaO 20%、23%、25%、26%とする。また、設計数値は、年間処理量の値とする。

〔立上げ下げ時を含むものとする。〕

- ・ 物質収支
- ・ 熱収支
- ・ 水収支
- ・ 用役収支(電力、水、燃料、薬品、その他の副資材)
- ・ 重金属回収収支フロー
- ・ 処理能力曲線
- ・ 負荷設備一覧(予想負荷率(需要率)を明記する。)
- ・ 主要機器容量計算書
- ・ 物質回収収支(エコセメント、金属副産物等)
- ・ 余熱利用
- ・ その他

#### 公害防止対策

公害防止対策について記載する。

- ・ ダイオキシン類、大気(排ガス)、騒音、振動、悪臭、粉じん、排水(騒音・振動は主要発生源の予想値を記載すること。)
- ・ 特に自己での上乘せ基準を提案する場合は、その内容について明記する。(フォーマット1を使用すること。)

主要機器の耐用年数&主要部品の交換頻度

### 3) 設計仕様書

施設設計仕様(形式、数量、性能、構造、容量、材質、操作条件等)を記載する。(フォーマット2を使用すること。なお、フォーマット以外で要求水準書との整合を審査する上で、必要となるものについては、「その他必要事項」として追加記入すること。)

#### 基本事項

##### 建築工事

- ・ 建築計画
  - 施設全体配置計画(建築面積、延面積を記載する。)
  - 工場棟平面計画(室名、面積を記載する。)
  - 管理棟平面計画(室名、面積を記載する。見学者関係室を含む。)

- ・ 構造計画
- ・ 仕上計画
- ・ 外構計画
- ・ 見学者計画
- ・ 建築機械設備(構成設備別に記載する。)
- ・ 建築電気設備(構成設備別に記載する。)

##### プラント工事

- ・ 一般事項
- ・ 焼却残さ等受入設備
- ・ 前処理設備
- ・ 原料受入設備
- ・ 原料調合設備
- ・ 焼成設備
- ・ クリンカ粉砕設備
- ・ エコセメント貯蔵・出荷設備
- ・ 排ガス処理設備
- ・ 重金属回収設備
- ・ 燃料設備
- ・ 給水設備

- ・雨水利用設備
- ・電気設備
- ・通風設備
- ・計装制御設備
- ・品質管理設備
- ・その他設備

- 4) 主要機器メーカーリスト  
主要機器メーカーリストを記載する。
- 5) 主要な特許リスト  
当該施設等に係る特許がある場合は記載する。
- 6) 技術資料  
当該施設について紹介を希望する一般的な技術資料がある場合は記載する。
- 7) 図面  
施設全体配置図(外構施設を含む)  
全体動線計画図  
工場棟各階機器配置図  
工場棟立面図  
工場棟断面図  
管理棟各階平面図  
管理棟立面図  
管理棟断面図  
焼却残さ等受入棟各階平面図(管理棟と兼用可)  
焼却残さ等受入棟立面図(管理棟と兼用可)  
焼却残さ等受入棟断面図(管理棟と兼用可)  
施設鳥瞰図  
主要機器図面
- 8) 建設工事工程表  
主要な行事、調査、認可申請、事務手続、設計・施工、及び試運転期間を記載したもの
- 9) 工事計画  
工事管理体制、資材仮置き、工事公害防止計画を記載する。  
(フォーマット3を使用する。)
- 10) 特記事項  
建設業務提案書参考図書の作成に当たり、要求水準書の設計図書によらない提案者独自の設計仕様がある場合には、設計図書に示す性能、機能と同等以上であることがわかる資料を理由書とともに提出すること。

1.2  
運營業務  
提案書参  
考図書

- a) 提案書の 運營業務提案書に記載するにあたって参考となる  
図書 一式(フォーマット4を使用する。)

1.3  
事業計画  
提案書参  
考図書

- 1) 施設建設に要する費用の内訳及びその根拠
- 2) 施設運営に要する費用の内訳及びその根拠  
内訳書は、固定費と変動費に大別し、それぞれ 人件費、  
保管理費、 公共料金費、 燃料費(A重油)及び その  
他に分類・整理すること(更なる詳細は提案に任せる。)また、  
算定に当たっては物価変動は考慮せず、処理対象焼却残

さの性状を、CaO25%とする。公共料金費の算定においては、日の出町にて実施するものとし、次の条件で基本料及び使用量を設定すること。

上水引込口径：150mm

受電：特高 66,000V、2回線受電

なお、算定計算書はExcelデータとする。

3) 修繕・大規模修繕費見積り額の内訳及びその根拠

4) 教育訓練費見積り額<sup>6</sup>の内訳及びその根拠

1.4

提出部数

建設業務提案書参考図書	30部
運営業務提案書参考図書	30部
事業計画提案書参考図書	30部

(ウ) 提案図書作成要領

提案図書の作成は、以下のとおりとする。

a 提案図書のサイズ等

提案図書のサイズは、日本工業規格「A4判」を、図面は「A3判」、表は「A4判」又は「A3判」を標準とし、使用用紙は再生紙とする。また、各提案書に表紙を付け、左閉じで製本する。提案書と提案書参考図書は別製本とする。

製本については、再利用に不向きな素材使用を避け、社名やロゴマーク等入札参加者を特定できる表記は付記しないこと。

b 提案書表紙番号

各提案図書の表紙（第10、17、23、27、28、29号様式）には、参加資格審査結果の通知に記載されている入札参加者番号を記入すること。

c 電子データの提出

提案図書は、図面を除き全てWordまたはExcel（Windows版で処理可能なもの）により電子データ化し、電子媒体（MO）に収め2枚提出すること。

(11) 入札

入札参加者は、入札書（第8号様式）を封筒に入れ厳封し入札参加者の代表企業名及び入札参加者番号を表記して1部を入札すること。なお、参加表明書を提出した後に入札を行わない場合は、入札辞退届（第6号様式）を下記の入札日時までに、処分組合へ持参し提出すること。

ア 入札日時

平成15年 3月17日（月）午前10時

イ 入札場所

東京都府中市新町2丁目77番地の1  
東京自治会館 二階 第5会議室

(12) その他

ア 付属文書の効力

<sup>6</sup> 教育訓練費見積り額とは、要求水準書 第2編 第2節 一般事項の1.2.10に規定する見積り額をいう。

処分組合が提示する資料及び回答書は、この入札説明書と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

#### イ 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

入札日時を過ぎて入札書類が提出された場合

入札書類に虚偽の記載があった場合

この入札説明書に違反すると認められた場合

審査の公平性に影響を与える行為があった場合

入札価格が予定価格を超えた場合

入札価格が最低制限価格に満たない場合

## 第5 入札書類の審査

### 1 審査会の設置

学識経験者等で構成するエコセメント化施設整備運営事業者選定審査会（以下「審査会」という。）の審査により選定された優秀提案をもとに、処分組合が落札者を決定する。

委員は次の7名で構成される。

委員長	田中 勝	岡山大学大学院自然科学研究科教授
副委員長	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
委員	辻 幸和	群馬大学工学部教授
委員	前田 博	三井安田法律事務所弁護士
委員	福永 富夫	東京都環境局廃棄物対策部長
委員	富田 隆三	武蔵野市環境生活部長
委員	田野倉秀雄	稲城市生活環境部長

### 2 審査の方法

(1) 入札参加資格の確認審査（以下「資格確認審査」という。）

処分組合は、資格確認申請書により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認する。資格不備の場合は失格とする。

(2) 優秀提案の選定

ア 入札価格の確認

処分組合は、入札書類に記載された入札価格が予定価格を超えておらず、かつ、最低制限価格以上であることを確認する。その結果、入札価格が予定価格を超える場合または、最低制限価格に満たない場合は失格とする。

イ 提案内容の基礎審査

審査会は、入札書類に記載された内容が、別添落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

ウ 提案内容の定量化審査

審査会は、入札書類に記載された内容について、別添落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。審査会で、各評価項目に対し、評価の理由を明らかにした上で得点化し、得点の合計が最も高い提案を優秀提案として選定する。

### (3) 落札者の決定

処分組合は、審査会の優秀提案選定を踏まえ、落札者を決定する。

入札結果は、平成15年5月上旬(予定)に入札参加者(代表企業)に書面で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

なお、入札結果の公表は、審査結果の講評と併せて、仮基本協定締結後に行う。

## 3 審査事項

審査事項は、この入札説明書別添落札者決定基準に示す。

## 4 事務局等

事業者の募集及び選定に係る事務局及び処分組合のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりとする。

### (1) 事務局

〒183-0052

東京都府中市新町2丁目77番地の1(東京自治会館内)

東京都三多摩廃棄物広域処分組合

電話：042-385-5947

FAX：042-384-8449

E-mail：ecoinfo@tokyo-shobunkumiai.com

### (2) 処分組合のアドバイザー業務に関与した者

・パシフィックコンサルタンツ株式会社

## 第6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成すること。なお、入札参加者の提案が別添「要求水準書」に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

### 1 敷地の立地条件

次に提示する条件の他、配布資料等を参考とすること。

(1) 建設計画地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地(二ツ塚処分場内)

(2) 敷地面積：約4.6ha(二ツ塚処分場全体面積約59.1ha)

(3) 地域地区等

都市計画：市街化調整区域

防火地域：制限無し

建ぺい率：40%

容積率：80%

高度地区：適用除外

日影規制：適用除外

## 2 施設の機能

エコセメント化施設として、焼却残さ等の処理能力約 330t/日(含水率 20%、CaO20%換算)、普通エコセメント生産能力約 520t/日、施設稼働日数 310 日/年の機能を持つ施設を整備する。仕様等の詳細については、別添「要求水準書」に従うこと。

## 3 施設の建設の提案に関する条件

施設の設計・建設については、別添「要求水準書」に従い、入札書類を作成すること。

なお、施設については、平成 18 年 3 月末日までに、設計・建設した後、施設を処分組合に引渡すこと。

## 4 施設の運營業務の提案に関する条件

施設の運営については、別添「要求水準書」に従い、入札書類を作成すること。

## 5 事業計画の提案に関する条件

### (1) 処分組合の支払い

事業計画については、次の条件に従って入札書類を作成すること。

#### ア 建設請負の対価

処分組合は、設計・建設に係る費用のうち金90,000,000円を前払いする。また、検査に合格した部分に関しては、その既済部分に対する対価の 9 / 10 に前払金の額に契約金額に対する既済部分の対価の割合を乗じて得た額を控除して支払う。支払回数は、期間を通じて 4 回を上限とする。

#### イ 運營業務委託費

運營業務委託費は、施設引渡し後の施設運營業務のサービス対価として、SPC に支払う。運營業務委託費は、物価変動を勘案して定める。

施設運営費の支払期間は 20 年間とし、運營業務委託契約書に従い支払われるものとする。

### (2) 処分組合の収入

SPC は、本施設を稼働させることにより生成される生成品(エコセメント)を、有価物として処分組合から引取るものとする。このとき、その引取り価格(単価)は、少なくとも 600 円/t 以上とし、その価格を提案するものとする。また、引取り額は、上記イの運營業務委託費から相殺するものとする。

なお、提案にあたっては、要求水準書第 1 編第 2 章第 2 節「設計条件」に示す、年次別エコセメント対象量を用いて予定生成量を算定すること。

### (3) リスク管理の方針

#### ア 基本的考え方

施設の管理者としての責任は処分組合にあるものの、本事業における施設の設計・建設、運営上の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、処分組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、処分組合が責任を負うものとする。

#### イ リスク分担

処分組合と事業者のリスク分担の詳細については、この入札説明書の別表及び別添の基本協定書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営業務委託契約書（案）に示すものとする。

#### （４）保険

工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、事業者が管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、建設JVは第三者賠償保険に加入すること。

なお、処分組合は事業者による施設の引渡し後、災害共済に加入する予定である。

### 第7 事業実施に関する事項

#### 1 事業の継続が困難となった場合の措置

##### （１）建設期間中

##### ア 建設請負人の債務不履行の場合

「建設工事請負契約」に定める解除事由が発生した場合には処分組合は、当該契約を解除することができる。

この場合、建設請負人は処分組合が請求すれば、既施工部分を引渡すものとする（この部分に対応する額の請負代金の支払は行われる。）。このとき、建設請負人は違約金として、本件請負代金の10分の1に相当する金額を処分組合に支払うものとする。ただし、建設請負人は、自らの費用負担において出来形部分を保全するため、処分組合に対して建設用地保存のための必要な措置を求めることができることとする。

##### イ 処分組合の債務不履行の場合

建設工事請負契約書に定める解除事由が発生した場合には建設請負人は、建設工事請負契約を解除することができる。

において、建設請負人は建設工事請負契約を解除した場合、建設請負人は処分組合に対し、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。

当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合  
不可抗力その他処分組合または建設請負人の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、処分組合及び建設請負人双方は、事業継続の可否等について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、建設請負人は処分組合の決定に従うものとする。ただし、処分組合はこの決定に際し、建設請負人の意見を考慮するものとする。

##### ウ その他

上記の解除事由や損害賠償金額の詳細等は、「建設工事請負契約」で規定する。

## (2) 運営期間中

### ア S P Cの債務不履行の場合

S P Cの提供するサービスが「運営業務委託契約」に定める処分組合の要求水準を下回る場合その他「運営業務委託契約」に定めるS P Cの責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、処分組合は、S P Cに対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。S P Cが当該期間内に改善をすることができなかつたとき、処分組合は、運営業務委託契約を解除することができる。

S P Cが倒産し、またはS P Cの財務状況が著しく悪化し、その結果、運営業務委託契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、処分組合は、運営業務委託契約を解除することができる。

または において、処分組合が運営業務委託契約を解除した場合、S P Cは原則として原状回復義務を負うほか、処分組合はS P Cに対して、これにより処分組合に生じた損害を請求することができる。

### イ 処分組合の債務不履行の場合

処分組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、S P Cは運営業務委託契約を解除することができる。

において、S P Cが運営業務委託契約を解除した場合、S P Cは処分組合に対し、これによりS P Cに生じた損害を請求することができる。

### ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他処分組合またはS P Cの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、処分組合及びS P C双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わない場合は、S P Cは処分組合の決定に従うものとする。ただし、処分組合はこの決定に際し、S P Cの意見を考慮するものとする。

### エ その他

上記の解除事由や損害賠償金額の詳細等は、「運営業務委託契約」で規定する。

## 2 処分組合による本事業の実施状況の監視

処分組合は、事業契約に基づき提供される施設建設業務及び施設運営業務のサービスを確認するため、本事業の実施状況の監視等を次のとおり行う。

### (1) 施設建設業務に係る検査等

処分組合は、実施設計時にはコンサルタントの補助による照査を行い、施工時には施工管理者による監督や検査等の実施により、施設建設業務の実施状況を監視する。

### (2) モニタリング

処分組合は、自ら、処分組合関係者及び外部の専門家により、事業者が提供する施設運営業務及び事業者の財務状況等について経営状況監査や業務立ち入り検査等の業務監視を、定期的又は随時に行う。

(3) 是正勧告等

「運營業務委託契約」及び別添「要求水準書」で定められた性能が維持されていないことが判明した場合は、「運營業務委託契約」の規定に従い、是正勧告等を行う。

3 支払手続

「建設工事請負契約書(案)」及び「運營業務委託契約書(案)」において示す。

第8 契約に関する事項

1 契約手続

(1) 契約手続

処分組合は、最優秀提案を行った企業若しくはその共同事業者(以下「落札者」という。)を決定し、落札者と「建設工事請負契約」及び「運營業務委託契約」を締結するための基本協定を締結する。締結相手先は代表企業とし、締結時期は平成15年7月頃を予定している。なお、落札者は基本協定締結以前にSPCを設立する。

(2) 契約締結先

処分組合は、基本協定に基づき、建設JVと「建設工事請負契約」を、SPCと「運營業務委託契約」を締結する。

(3) 国庫補助事業に関する手続き

本工事は国庫補助対象事業であるため、国庫補助事業に関わる申請等の手続きは処分組合で行うが、それに必要な書類等については、処分組合の請求により落札者が作成すること。

(4) 「建設工事請負契約」及び「運營業務委託契約」の概要

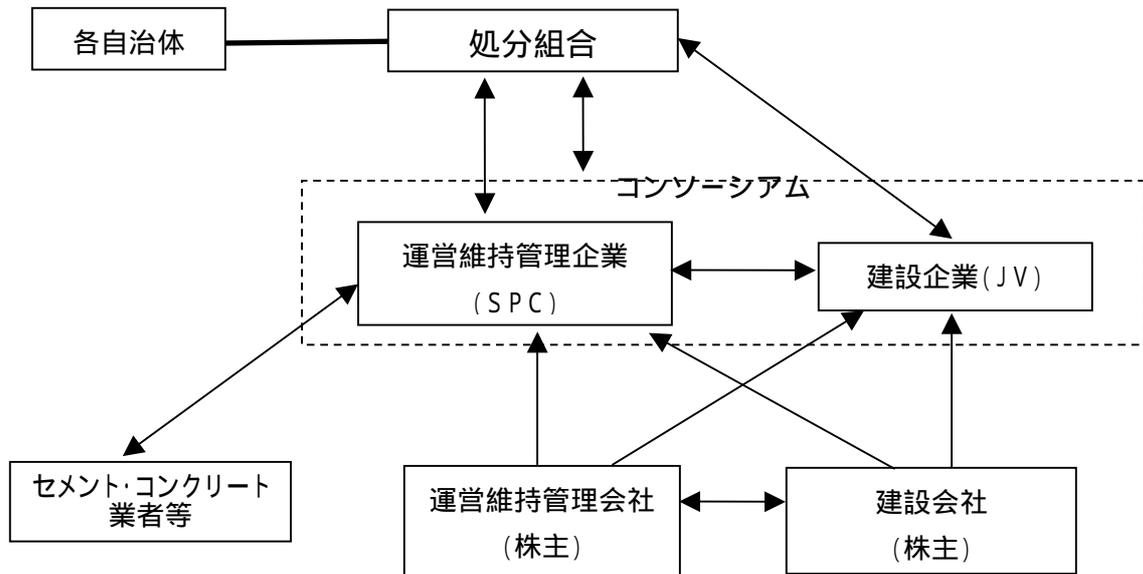
「建設工事請負契約」及び「運營業務委託契約」は、処分組合の提示資料及び落札者の提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、建設、引渡し、維持管理、運營業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

2 その他

事業契約の締結については、処分組合議会の議決を要する。

なお、落札者決定後、議会の議決までの間に、落札者の構成員のいずれかが地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合には、基本協定を締結しない。

また、落札者が基本協定を締結しない場合は、総合評価得点の高い者から順に契約交渉を行う(随意契約)。



スキーム図（参考）

DBO 契約を結ぶための基本協定<sup>7</sup>

コンソーシアム協定<sup>8</sup>

出資（株式会社）

出資（建設JV）<sup>9</sup>

株主間契約及びJV協定

施設建設工事請負契約

施設運営業務委託契約（生成品有償譲渡契約含む。）

生成品売買契約

<sup>7</sup> 当該協定に基づき、運営維持管理企業と運營業務委託契約、建設企業と建設工事請負契約を締結する。

<sup>8</sup> の協定を結ぶための契約主体を設立するための契約

<sup>9</sup> 団体への出資であり、株式会社に対する出資等とは若干性格を異にする。

## 別 表

## 予想されるリスク及び処分組合と事業者の責任分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者 ( :主負担 :一部負担)		
			処分組合	建設企業	運営維持管理企業
共通	計画変更リスク	入札説明書の不備、事業内容の変更等			
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更			
		その他の法令等の変更によるもの			
	許認可遅延リスク	事業者が取得する許認可の遅延に関するもの			
	第三者賠償リスク	調査・建設・運営段階における騒音・振動・地盤沈下・臭気等に関するもの			
		施設の設置に対する住民の苦情等に関するもの			
	住民対応リスク	上記以外のもの（調査・建設・運営に関する住民の苦情等に関するもの等）			
	用地確保リスク	当該事業用地の確保に関するもの			
	事故の発生リスク	調査・建設・運営段階での事故の発生			
	環境保全リスク	調査・建設・運営段階での環境に影響を及ぼす場合等			
	地質調査等のリスク	処分組合が実施した地質調査等によるもの			
		事業者が実施した地質調査等によるもの			
事業の中止・延期に関するリスク	処分組合の指示、議会の不承認によるもの				
	処分組合の債務不履行によるもの				
	事業者の事業放棄、破綻によるもの				
物価変更リスク	供用開始前のインフレ・デフレ（施設整備費用に相当するもの）				
	供用開始後のインフレ・デフレ（維持管理、運営費用に相当する部分）				
不可抗力リスク	天災・暴動等による設計変更・中止・延期				
計画・設計	応募コストリスク	応募費用に関するもの			
	設計リスク	設計に関するもの（処分組合の提示条件・指示の不備、変更によるものを除く。）			
	施設整備費補助金リスク	施設整備費補助金の未獲得			
建設	工事遅延リスク	工事遅延・未完工による供用開始の遅延			
	工事費増大リスク	処分組合の指示による工事費の増大			
		上記以外の工事費の増大			
	事前整備工事遅延リスク	建設工事の事前に行う整備工事の遅延			
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む。）			
一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害				

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者 ( :主負担 :一部負担)		
			処分 組合	建設 企業	運営維持 管理企業
運 営	事前整備工事遅延 リスク	運営事業の事前に行う整備工事の遅延			
	運営費上昇リスク	処分組合の責による事業内容・用途の変更等に 起因する運営費の増大			
		上記及び物価以外の要因による運営費用の増 大			
	設備更新リスク	設備更新費用の増大			
	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷			
	性能リスク	要求仕様不適合(施工不良を含む。)			
	販売リスク	想定単価、想定量の販売ができない			
	エコセメント品質 リスク	エコセメントの品質に起因するもの			
	受入廃棄物の品質 リスク	受入廃棄物の質(焼却残さ以外の不適物)に起 因するもの			
	焼却灰の性状リス ク	焼却残さの性状に起因するもの			
	受入廃棄物の量の 変動リスク	受入廃棄物の量の変動リスク			
技術革新リスク	将来の技術革新に伴う施設の無用化等に伴う 損失				
事業終了	性能確保リスク	事業終了時における施設運営の性能確保に関 するリスク			